

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（1/2）

一言解説

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の経過措置は、インボイス制度の影響を受ける小規模事業者への配慮と租税回避防止の観点を踏まえ、適用期限が2年延長され、仕入税額相当額の控除割合が段階的に縮減されます。また、一の免税事業者等からの課税仕入れについて、本経過措置の対象となる上限額が引き下げられます。

1. 概要

(1) 現行の適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」といいます。）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。ただし、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして（令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間においては仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間においては仕入税額相当額の50%）控除できる経過措置（以下「本経過措置」といいます。）が設けられています。

また、本経過措置については、租税回避等に利用されることを防止するため、令和6年10月1日以後に開始する課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち、本経過措置の対象となる金額に上限（現行：10億円）が設けられています。

(2) 本経過措置が小規模事業者以外からの課税仕入れにも適用され、租税回避等に利用されている実態を踏まえ、今回の改正により段階的に縮減（令和8年10月からは70%、令和10年10月からは50%、令和12年10月からは30%）されることとなります。また、インボイス制度の影響を受ける小規模事業者への配慮から、本経過措置の最終的な適用期限は2年延長されます。また、一の免税事業者等からの課税仕入れの上限額は1億円に引き下げられます。

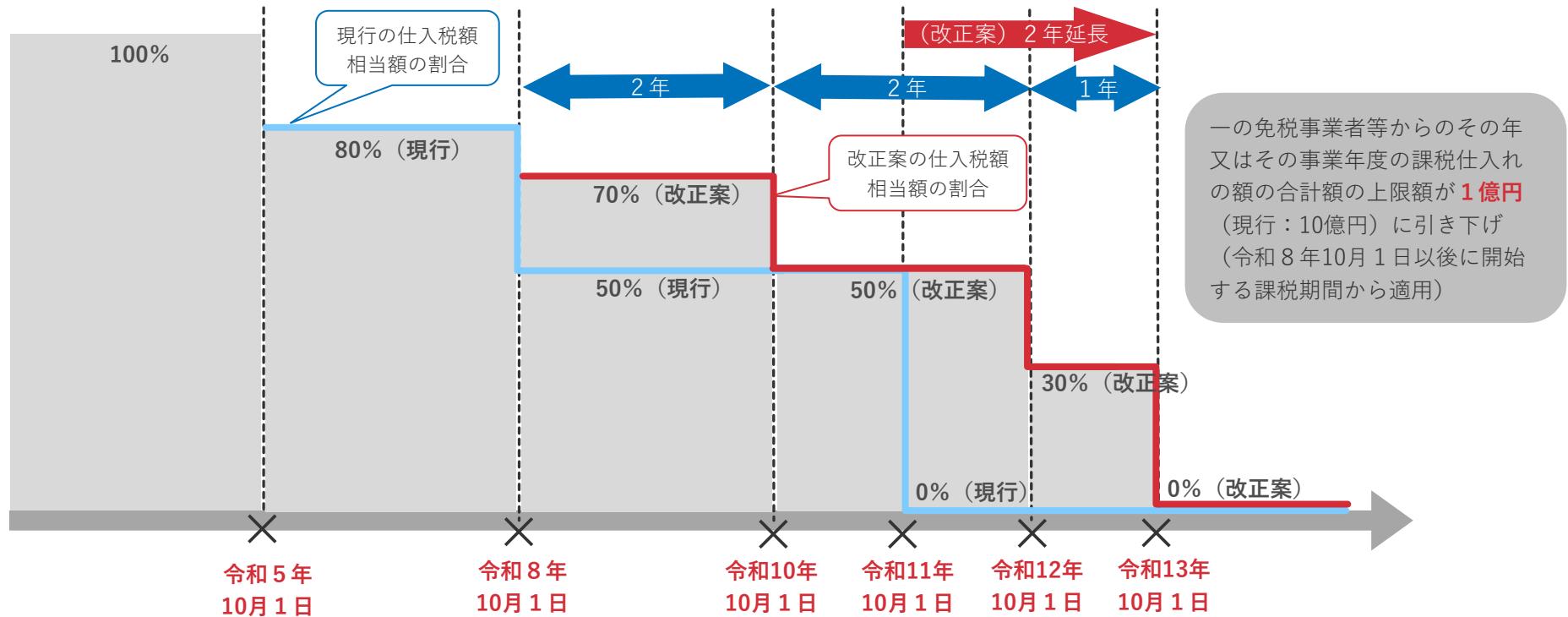
2. 改正の内容

(1) 本経過措置の適用期間は**2年延長**され、控除可能割合については、次に掲げる期間区分に応じて、それぞれ次の割合となります。

期間	仕入税額相当額の割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（2 / 2）

- (2) 一の免税事業者等からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円**（現行：10億円）**を超える**場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用が認められることとなります。
- (3) 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の期間と仕入税額相当額の割合（イメージ）



適用時期

令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。